

林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部長 殿

愛媛労働局長

林業における労働災害防止対策の徹底について（協力要請）

貴支部におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして格別の御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内における標記労働災害は、死傷災害（休業 4 日以上）が近年は減少傾向にあったものの、本年は 9 月末現在で 27 人と対前年比 7 人増加（+35%）となっており、うち 2 人が死亡しています。

本年発生した 2 人の死亡災害は、いずれも、山林内の作業道等を走行中に乗用車や走行集材機械が作業道の路肩から転落したものであり、山林調査業務や木材伐出機械を使用する作業における事前調査の実施や作業計画の策定、関係作業員へ安全衛生教育の実施等を徹底する必要があるものです。

また、平成 23 年から平成 27 年の労働災害の分析結果をみれば、伐倒木等による「飛来・落下」が 26%、チェーンソー等による「切れ・こすれ」が 22%を占めており、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号）に基づくチェーンソー作業における労働災害防止対策等の推進を図る必要があります。

このため、貴支部におかれましては、傘下の会員事業場に対して、会報、ホームページ、会合等あらゆる機会において、別添 1 のリーフレット等を周知いただくとともに、下記事項に御留意の上、災害防止対策の実施を促していただくようお願いいたします。

記

1 山林内の作業道等を車両で走行する作業について

- (1) 山林調査等で作業道を乗用車等の車両で走行する場合は、必要な幅員、路肩崩壊の有無等について事前調査を行い、安全な作業経路を選定する等作業計画を策定すること。
- (2) 作業道であっても、車両等を運転する労働者にはシートベルトの着用を徹底させるほか、交通安全について雇入れ時教育、日常教育を実施すること。

2 木材伐出機械を使用する作業について

- (1) 木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械）を使用して作業を行うときは、機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の地形、地盤の状態、伐倒する立木と取り扱う原木等の形状などにつ

いて調査を行うこと。

- (2) 上記の調査結果に基づき、「機械の種類・能力」「運行経路」「作業の方法・場所」を示した作業計画を作成するとともに、関係労働者に周知徹底すること。
- (3) 木材伐出機械の転倒や転落による労働者の危険を防止するため、機械の運行経路について、必要な幅員の保持、路肩の崩壊防止、岩石・根株などの障害物を除去するなど、必要な措置を講じること。
- (4) 木材伐出機械の運転業務従事者の特別教育の実施を確認すること。

3 チェンソーによる伐倒等の作業について

「チェンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づくチェンソー作業における労働災害防止対策等の推進を図ること。

4 リスクアセスメントの普及促進について

林業の作業における危険性又は有害性を特定し、リスクを見積もり、優先度に応じたリスク低減措置講じることによって労働災害を未然に防止する手法であるリスクアセスメントの普及促進を図ること。